

宮崎県中小企業振興条例の概要

- 前文**
- 本県の中小企業は、本県経済の発展と県民生活の向上に大きく寄与
 - 特に、県内企業の大多数を占める小規模企業は、地域社会を支える重要な担い手
 - 県、中小企業者、関係機関、市町村、県民等を含め県民総力戦で中小企業の振興を図る

目的(第1条) 中小企業の振興により、本県経済の発展と県民生活の向上を図る

定義(第2条) 中小企業者、小規模企業者、中小企業団体、大企業者、大学等の用語を定義

基本理念(第3条)

- 中小企業の振興は、中小企業者の自主的努力と創意工夫を促進することを基本に推進
- 中小企業の振興は、地域社会の担い手として県民生活を支える重要な存在であるという基本的認識のもとに推進
- 小規模企業の振興は、経営資源に大きな制約があることを踏まえ、その活力が最大限に発揮され、事業の持続的発展が図られるよう推進

県の責務(第4条)

- 関係機関と連携し中小企業振興の施策推進
- 施策推進に当たり小規模企業者の状況を考慮
- 県内製品の購入促進、受注機会の確保

中小企業者の自主的努力(第5条)

- 自主的に経営の向上及び改善に努める

中小企業団体の役割(第6条)

- 中小企業の経営の向上及び改善への積極的支援と県の施策への協力
- 小規模企業の課題抽出から解決までの支援により、経営の向上及び改善に努める

大企業者の役割(第7条)

- 中小企業振興への理解と県の施策への協力

金融機関の役割(第8条)

- 情報提供等による中小企業者の経営向上への配慮と県の施策への協力

大学等の役割(第9条)

- 研究開発、研究成果の普及、人材育成を通じて県の施策へ協力

県民の理解と協力(第10条)

- 中小企業振興への理解と県の施策への協力

市町村に対する協力(第11条)

- 県は市町村が行う中小企業振興施策に協力

基本方針及び実施状況の公表(第12条)

○中小企業の振興に係る基本方針

- 1 人材の育成及び確保
- 2 経営基盤の強化
- 3 資金供給の円滑化
- 4 創業・新分野進出の促進
- 5 技術開発及び新製品・新サービス開発の促進
- 6 地域の農林水産物をはじめとする多様な資源、特性等を生かした事業活動の促進
- 7 販路拡大及び取引拡大
- 8 国際的視点に立った事業展開の促進

○小規模企業の振興に係る基本方針

- 1 需要を見据えた計画的な経営の促進
- 2 創業及び事業承継の促進、円滑な事業廃止のための環境整備
- 3 地域経済の活性化に資する事業活動の推進

知事は、主な施策の実施状況を取りまとめ、毎年度公表

中小企業者等の意見の反映(第13条)

- 中小企業者等から意見を聴く機会を設け、施策に反映

財政上の措置(第14条)

- 施策推進のため、必要な財政上の措置に努める